

## 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について

### 1. 背景

令和4年6月15日に自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第65号。以下「改正法」という。）が公布され、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）等が改正された。

改正法は、一部の規定を除いて令和5年4月1日から施行することとされていることから、今般、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）等の関係政令について、所要の改正を行う。

### 2. 概要

#### （1）自動車損害賠償保障法施行令の一部改正

改正法の施行に伴う所要の技術的改正等を行う。

#### （2）自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和30年政令第316号）の一部改正

賦課金の用途拡大に伴い、賦課金額等を算出するための計算式について、所要の改正を行うとともに、題名を「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」に改める。

#### （3）特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）の一部改正

自動車事故対策勘定における被害者保護増進等事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る損益計算上の利益又は損失の計算方法として、それぞれの事業に係る益金と損金を踏まえて算出する旨を規定する。

#### （4）国土交通省組織令（平成12年政令第255号）の一部改正

自賠法附則第4項から第6項までに規定されていた自動車事故対策事業の関係規定が本則に規定され、恒久的な取組みとして位置づけられたことに伴い、自動車局及び自動車局安全政策課の所掌事務の特例として規定されている当該事業に関する規定を本則に位置づける等の改正を行う。

#### （5）保険業法施行令（平成7年政令第425号）の一部改正

（2）のとおり自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の題名を改めることに伴い、同令を引用している規定について所要の技術的改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

閣	議	令和5年3月24日（金）
公	布	令和5年3月30日（木）
施	行	令和5年4月1日